

山火事防止運動月間（5月31日まで）

守りたい 森と未来を 炎から（山火事防止運動全国統一標語）

山火事の多くが、ちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しています。山火事への防火意識を高め、山火事防止にご協力をお願いします。森林周辺に住んでいる人や山に入る人は、次のことに注意して山の緑を火災から守りましょう。



尾崎半島林野火災、火災発生直後（尾崎白浜漁港から撮影）

- ① 強風時や乾燥時には、たき火、火入れ、野焼きをしない
- ② 火災が起こりやすい枯草などのある場所では、たき火をしない
- ③ たき火の場所を離れるときは、完全に消火する
- ④ たばこの吸い殻を投げ捨てない
- ⑤ 森林の周囲1kmの範囲では、野焼きは火入れと見なされ、市長の許可が必要となる（農業、林業または漁業を営むために、やむを得ず行われる廃棄物の焼却や、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどは許可不要）
- ⑥ 火遊びはしない

平成29年5月8日に平田地区で発生した山火事では、消防団をはじめ自衛隊などによる懸命の消火活動より、2週間後に鎮火宣言が発表されました。山火事による焼損面積は413haにも及び、長い時間をかけて育てた森林が一瞬で失われました。

5月は、空気が乾燥し風の強い日が多いため、火の取り扱い、後始末には十分注意しましょう。

「ツキノワグマの出没に関する注意報」県全域に発表中!!

クマを目撃したら



クマを目撃したり、出沒の形跡を見かけたら、被害の大小を問わず市農林課に連絡してください。

クマに遭遇してしまったら

背中を見せて走るとクマは本能的に追いかけてきます。クマから目を離さずに、慌てず、騒がず、ゆっくりと後ずさりしましょう。その際、クマとの間に、樹木などの障害物を挟むことで、突進を防ぐこともできます。物を投げるなどクマを刺激することは避けましょう。また、遠くにいるのを発見した場合は、静かに立ち去りましょう。

クマを誘引しないためには

クマは、屋外に置いてある生ゴミや残飯、空き缶、廃棄農作物、実のなる木などに誘引されて人里に出没します。これらを適切に処分、管理することでクマの誘引を避けられます。また、クマが身を隠すことができる雑草なども刈り払っておきましょう。

入山するときは

自分たちの存在を知らせるために、ラジオ、鈴、笛など、音のするものを身につけましょう。また、クマの行動が活発な朝夕や霧が出ている時の入山、単独行動は避け、クマの出没状況も確認しておきましょう。クマの足跡やフンを発見した場合は、引き返すかう回しましょう。

軽自動車税の減免・非課税制度のお知らせ

【軽自動車税（種別割）の減免制度】

次のいずれかに該当する車両は、申請をすることで令和2年度の軽自動車税（種別割）が減免になる場合があります。

対 象	必要書類など	
	共通	左記の他、必要なもの
①身体または精神に障がいがある人などが使用する車両で、一定の要件に該当する場合	・減免申請書 ・令和2年度軽自動車税（種別割）納税通知書 ・車検証 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（法人の場合は法人番号を記載）	・身体障害者手帳、療育手帳など ・運転免許証
②社会福祉法人が所有し、直接その本来の事業に用いる車両		・定款 ・事業計画書、運行記録簿などの写し
③車椅子の昇降装置または固定装置、浴槽などを備えている車両		車検証に構造の記載がない場合、写真など構造の確認ができるもの

※必ず納付前に申請してください。納付済みの場合は減免の対象になりません

◇申請期限 5月29日(金)

◇受付場所 市税務課（昨年度に減免を受けた場合は、各地区生活応援センター窓口(釜石地区を除く)でも受け付けます）

【被災代替車両の非課税制度】

東日本大震災で被災した車両に代わって取得した代替車両は、申請をすることで取得した年度の翌年度の軽自動車税（種別割）が非課税となります。

被災車両1台につき代替車両1台が非課税の対象です。すでに申請済みの場合は対象となりません。

※4月1日に取得した車両は、取得年度も非課税になります

必要書類など	① 非課税申請書（市税務課窓口にあります）	受付場所	市役所税務課 市民税係
	② 被災車両の登録事項証明書など		
	③ 代替車両の車検証		
	④ 印鑑		

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

国民健康保険のお知らせ ～ 保険証の切り替えには届け出が必要です ～

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者がお金（国保税）を出し合い、病院にかかるときの医療費などに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、全ての人が国保に加入しなければなりません。

国保に加入するときや国保を脱退するときは、変更があった日の翌日から14日以内に必ず市の窓口で手続きをし、保険証を切り替えましょう。

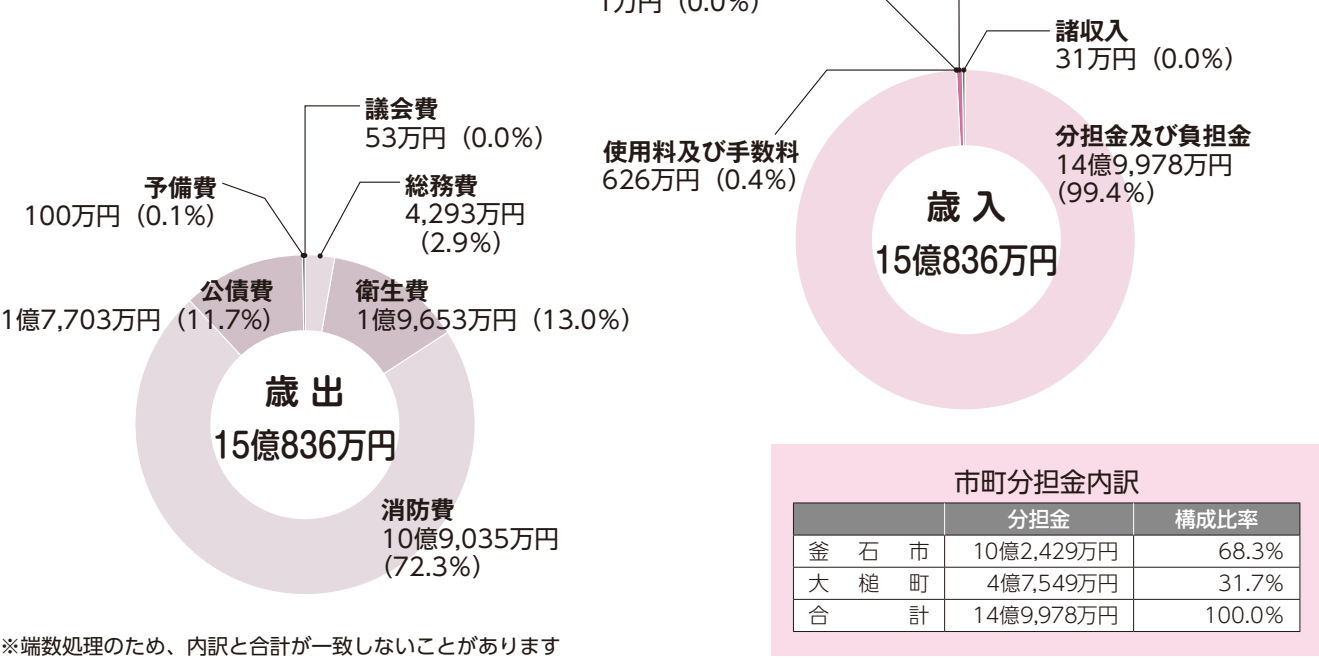
- ◆保険証は自動的に切り替わりません（75歳となり後期高齢者医療制度に切り替わる場合を除く）
- ◆手続きが遅れると、本来、国保税が課税されない人に納税通知書が届くなどの不都合が生じます
- ◆手続きは、市市民課国保年金係または各地区生活応援センター（釜石地区を除く）で行ってください
- ◆別世帯の人が手続きをする場合は「委任状」が必要です
- ◆手続きに必要な書類など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ▷国民健康保険の手続きに関すること 市市民課 国保年金係 ☎27-8450
▷国民健康保険税に関すること 市税務課 市民税係 ☎27-8481

令和2年度 釜石大槌地区行政事務組合会計の予算をお知らせします

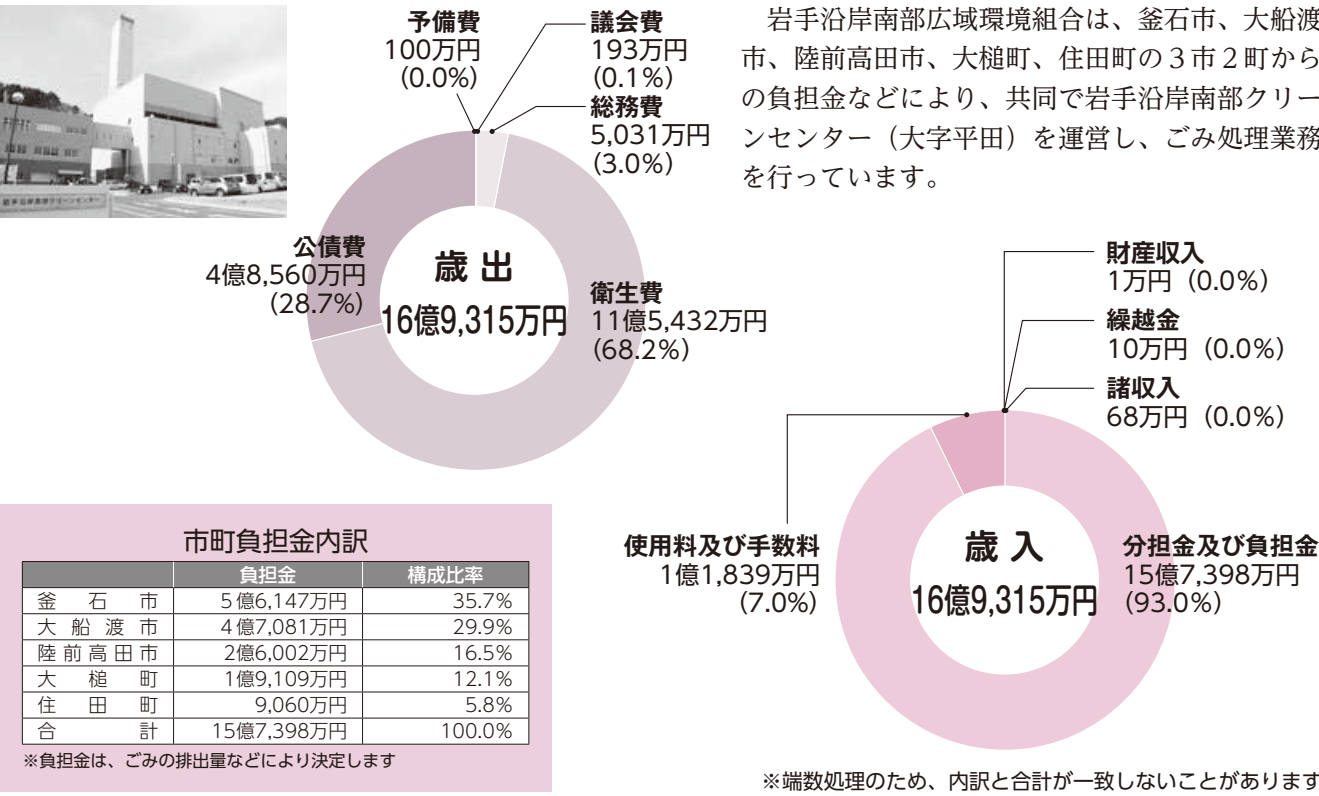
釜石大槌地区行政事務組合は、釜石市大槌町からの分担金により、共同で消防業務やし尿処理業務を行っています。

事務組合議会2月定例会で可決された令和2年度事務組合予算の概要をお知らせします。



問い合わせ 釜石大槌地区行政事務組合 事務局 総務課 ☎31-1336

令和2年度 岩手沿岸南部広域環境組合会計の予算をお知らせします



問い合わせ 岩手沿岸南部広域環境組合 事務局 ☎27-7020

感染拡大を防ぎましょう

新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康推進課） ☎22-0179



※特に注意書きが無い場合、4月22日現在の情報をもとに作成しています

市民の皆さんへ

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大の一途をたどっております。岩手県の発表によると、県内で256件のPCR検査が実施（4月22日現在）されましたが発症例はなく、岩手県は発症例のない唯一の県となっています。これは市民の皆さん一人ひとりの協力によるものです。

4月16日、政府からの発令で、5月6日までの期間、岩手県を含む全都道府県が緊急事態宣言の対象区域になりました。このことから市としても、これまで以上に感染拡大防止に取り組んでまいります。

ゴールデンウィーク期間中は、県外からの人の流入や県内での人の往来が予想されます。人と人とが接触する機会を減らすため、市所管の屋内外の体育施設、図書館や鉄の歴史館などの文化施設を休館し、道の駅「釜石仙人峠」などの関連施設も時間短縮営業や休業することになりました。5月6日まで他地域への往来はもちろんのこと、併せて不要不急の外出を極力避けていただくよう強くお願いします。

また県外からいらした人につきましては、当市に着いてから2週間外出を控えていただくことを、重ねてお願いいたします。

5月7日以降につきましては、国や県の方針に沿って検討し対応してまいります。

市民の皆さんには、引き続きご不便をおかけいたしますが、密閉、密集、密接の3密を避け、手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策について、より一層の注意を払っていただくようお願いします。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（釜石市長） 野田武則

市内施設のゴールデンウィークの休館情報

市は、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため、市内施設のゴールデンウィーク期間中の営業を、次のとおり時間短縮営業、臨時休館とします。

		5月2日 (土)	5月3日 (日・祝)	5月4日 (月・祝)	5月5日 (火・祝)	5月6日 (水・休)
観光・商業施設	釜石物産センター (シープラザ釜石)	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時
	釜石観光総合案内所	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時
	鵜の郷交流館	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時 (夕折は休業)	10時～15時 (野村商店は休業)
	魚河岸テラス	2F	※営業時間については、各テナントにお問い合わせください			
		1F				
	道の駅「釜石仙人峠」、根浜海岸観光施設（全施設）、御箱崎の宿					5月6日(水・休)までの期間、休館・休業・休止とします
文化施設	釜石情報交流センター、釜石市民ホール、市民交流センター、働く婦人の家、郷土資料館、鉄の歴史観、橋野鉱山インフォメーションセンター、旧釜石鉱山事務所、いのちをつなぐ未来館、図書館					
体育施設	市球技場、釜石鵜住居復興スタジアム、市民体育館、中妻体育館、市民交流センター体育館、市営プール					
その他	市立集会所、市立公民館(分館を含む)、大石地域交流センター					

※5月7日(木)以降につきましては、今後の動向により判断し、市のホームページなどでお知らせします

犬の飼い主のみなさんへ ～マナーを守って楽しいペットライフ!～

犬の登録と
狂犬病予防注射を
受けさせましょう

犬を飼うには狂犬病予防法により各種の手続きが必要で
す。

①新しく犬を飼ったとき
生後91日以上の犬には、生涯に1回の登録が義務付けられています。
登録の手続きは、市生活環境課および動物病院ですることができます。

②飼いが死亡したとき
市への届出が必要です。市生活環境課または各地区生活応援センターで手続きができます。
電話による届け出も受け付けます。

③登録内容の変更があったとき
犬の飼い主・住所などが変更になった際には、市生活環境課への届け出が必要です。

④狂犬病予防注射について
犬には、年一回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。
春・秋に実施する集合注射または、かかりつけの動物病院で接種できます。
大事な家族を狂犬病から守りましょう。

問い合わせ
市生活環境課 環境保全係
☎27-8453

犬の登録と狂犬病予防注射日程表 ☆登録料金（1匹）3,000円 ☆予防注射（1匹）3,200円

	実施場所	時 間	実施場所	時 間
5月13日(水) 菅原獣医師	①能舟木集会所前	9:15～ 9:25	⑩大平児童遊園	13:45～13:55
	②橋野多目的集会施設前	9:45～10:00	⑪上平田ニュータウン集会所前	14:05～14:20
	③栗林地区コミュニティ消防センター付近	10:10～10:25	⑫上平田集会所前	14:25～14:35
	④砂子畑集会所前	10:30～10:40	⑬平田第1・第2仮設団地入り口付近	14:45～14:55
	⑤鵜住居公民館川目分館	10:45～11:00	⑭唐丹地区生活応援センター付近	15:10～15:25
	⑥旧箱崎町仮設団地B入り口付近	11:20～11:30	⑮片川集会所付近	15:35～15:45
	⑦日向グラウンド付近（鵜住居町）	11:45～12:00	⑯荒川地区集会所付近	15:55～16:05
	⑧女遊部公民館付近	12:10～12:20	⑰久保正春さん宅前（上荒川）	16:10～16:20
	⑨松原公園付近	13:30～13:40		
5月14日(木) 池上獣医師	①浜町集会所前	9:15～ 9:25	⑪青葉タクシー付近（小川町）	13:00～13:10
	②天神町仮設団地入り口付近	9:30～ 9:40	⑫中小川集会所前	13:15～13:25
	③ホテルマルエ駐車場	9:45～ 9:55	⑬上小川石灰橋付近	13:30～13:40
	④昭和園クラブハウス前	10:05～10:15	⑭市球技場入り口付近	13:55～14:05
	⑤源太沢公園	10:20～10:30	⑮甲子地区生活応援センター前	14:10～14:20
	⑥上中島多目的グラウンド駐車場	10:35～10:50	⑯大畑団地集会所前	14:25～14:35
	⑦小佐野地区生活応援センター	10:55～11:10	⑰甲子林業センター	14:45～14:55
	⑧花崎産業駐車場（向定内）	11:15～11:25	⑱洞関地区コミュニティ消防センター付近	15:00～15:10
	⑨野田西公園北側	11:30～11:40	⑲大松地区コミュニティ消防センター付近	15:20～15:30
	⑩小川町・親和橋付近（旧市民体育館入り口）	11:50～12:00	⑳仙人インフォメーションセンター前	15:35～15:50

経営環境	雇用を維持するために一時的に従業員に休業してもらう場合	助成	雇用調整助成金（コロナ特例） 休業に対して支払った休業手当、賃金などの一部を助成 助成率：大企業 2/3、中小企業 4/5 一定の要件を満たす場合は、大企業 3/4、中小企業 9/10	岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー ☎019-606-3285、3286 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
	小学生などの子どもがいる従業員のために	助成	小学校休業等対応助成金（事業主向け） 小学校休校などにより、保護者である従業員に有給休暇を取得させた場合、1日8,330円を上限に、賃金相当額を助成	学校休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
	小学生などの子どもがいるフリーランスの人へ	助成	小学校休業等対応支援金（フリーランス向け） 小学校休校などにより、契約した仕事ができなくなったフリーランスの人に、1日あたり4,100円を支給	受付時間 9時～21時（土・日曜日、祝日を含む）
資金繰り	資金繰りのため、政府系金融機関による融資を受けたい	融資	無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付） コロナウイルスの影響で売り上げが前年比5%以上減 融資限度額：6,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ 要件を満たす場合、3年間の特別利子補給	●日本政策金融公庫 盛岡支店 ☎019-623-4376 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		融資	マル経融資の金利引下げ 生活衛生改善資金の金利引下げ コロナウイルスの影響で売り上げが前年比5%以上減 融資限度額：1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		融資	衛生環境激変対策特別貸付 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比10%以上減 融資限度額：1,000万円 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は金利0.9%引き下げ	【特別利子補給】 ●中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 受付時間 9時～17時 （土・日曜日、祝日を含む）
	資金繰りのため、民間金融機関による融資を受けたい	融資	セーフティネット貸付の要件緩和 コロナウイルスの影響を受けた事業者 融資限度額：4,800万円 基準金利：1.91%	
		融資	岩手県制度融資 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比15%以上減 融資限度額：8,000万円 金利：（固定）1.4%以内、（変動）1.2%以内 保証料：0.4%	岩手県経営支援課 金融担当 ☎019-629-5542 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		保証	セーフティネット保証 4号（突発災害）・5号（業況悪化） 【4号】売り上げが前年比20%以上減（市長の認定が必要） 【5号】売り上げが前年比5%以上減・指定業種（市長の認定が必要） 危機関連保証 売り上げが前年比15%以上減（市長の認定が必要）	●岩手県信用保証協会 釜石支所 ☎27-8361 ●釜石市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421
	コロナウイルス感染症の影響で売上が半減した	給付	持続化給付金 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比50%以上減 給付額：前年総売り上げー（前年同月比▲50%月の売り上げ×12か月） 給付上限額：法人 200万円、個人事業者など 100万円 ※申請方法などの詳細は決定次第公表します	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 受付時間 9時～17時（土・日曜日、祝日を含む）



最新情報は市のホームページをご覧ください

子育て支援センターの再開

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月3日から子育て支援センターを一時閉所していましたが、4月15日から順次開所（再開）しています。（4月29日から5月6日は閉所）
なお、利用するためには検温などの条件があります。詳しくは、各子育て支援センターまでお問い合わせください。

問い合わせ	
中妻子供の家子育て支援センター	☎23-5552
甲子子育て支援センター（電話相談のみ）	☎23-4113
かまいしこども園子育て支援センター	☎27-8273
鶴住居保育園子育て支援センター	☎28-3361
平田子育て支援センター	☎27-5223

新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難な人へ 水道料金などの支払い期限を延長します

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金などの支払が困難な人（事業者を含む）
支払い期限を延長する料金 水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料
期限 支払期限が令和2年2月末日から6月1日までの水道料金などを、令和2年6月30日（火）まで延長します

申込方法 市水道事業所にお電話ください
（月～金曜日9時～17時※祝日を除く）
※新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取る場合があります
※必要に応じて状況を確認できる書類を提出していただく場合があります

問い合わせ 市水道事業所 ☎23-5881

証明書類・転出手続きの郵送による申請

① 戸籍謄抄本・住民票の写しについて
戸籍謄抄本や住民票の写しの交付申請は、次の方法により郵送で行うことができます。
◆必要なもの
①住民票の写し・戸籍証明などの交付申請書
市のホームページからダウンロード、または窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入
任意様式でも申請できますが、必要事項はお問い合わせください
②手数料分の無記名定額小為替（郵便局の為替窓口で発行されるもの）
③切手を貼った返信用封筒
④申請者の本人確認書類の写し
運転免許証、マイナンバーカードまたは健康保険証などの現住所が確認できるものの写し
※本人以外が申請する場合、原則的に「住民票の写し」は同世帯の人、「戸籍謄抄本」は配偶者または直系親族による申請が可能です。その他の人が申請する場合は、交付を受ける権限のある人の委任状が必要です。釜石市の戸籍で申請者と対象者の関係を確認できない場合は、申請者の戸籍証明など、別に添付書類が必要になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください

② 転出手続きについて
釜石市から他市町村へ住所を移すには、釜石市で転出の届け出が必要ですが、その手続きも郵送で行うことができます。
◆必要なもの
①住所変更届 市のホームページからダウンロード、または窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入
任意様式でも申請できますが、必要事項はお問い合わせください
②切手を貼った返信用封筒（転出証明書送付用）
・転出証明書の送付先は、新住所地か転出前の釜石市の住所地に限り
・マイナンバーカード（写真付きの物）を所有している人は転出証明書の送付がないため、返信用封筒は必要ありません
③本人確認書類の写し
運転免許証などの写真付きは1点、健康保険証などの写真なしのものは2点
※転入の届け出については、郵送ではなく転入先の市町村の窓口に直接行き、手続きしてください

送付先・問い合わせ
〒026-8686 釜石市只越町3-9-13
市市民課 市民登録係 ☎27-8450

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の催しを中止します

放送大学岩手学習センター 釜石校

釜石市放課後子ども教室

当面の間、お休みします。

外国人のための日本語教室

4月および5月はお休みします。6月以降の実施は今後の状況を踏まえ、決定します。

問い合わせ 市まちづくり課 ☎27-8454

令和2年度釜石市消防団消防演習
5月31日(日)

問い合わせ 市消防課 ☎0193-22-2525

出張年金相談 (毎月)

※再開時期は未定です。年金の相談については、宮古年金事務所に電話でお問い合わせください

問い合わせ
宮古年金事務所 お客様相談室 ☎0193-62-1963

「第32回釜石よいさ」
開催を休止します

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、今年は開催を見送ることとしました。来年以降、再開した際には、ぜひ参加をお願いします。

問い合わせ 釜石よいさ実行委員会 ✉kamaishi.yoisa.jimukyoku@gmail.com

令和2年度住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金

市は、東日本大震災で被災した人が、自ら居住する住宅に太陽光発電システムなどの新エネルギー設備を新たに設置する場合、補助金を交付します。

対 象	平成23年3月11日に発生した東日本大震災および平成23年4月7日に発生した余震により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊または一部損壊の被害を受けた人が自ら居住する住宅に新たに設置した、または設置を予定している新エネルギー設備（太陽光発電システム、家庭用蓄電池、ペレットストーブ）
補助金額	①太陽光発電システム（ただし、太陽電池の最大出力が3kW以上のもの） 3kW以上4kW未満…3万円 4kW以上5kW未満…4万円 5kW以上…5万円 ②家庭用蓄電池 設置経費の10分の1（補助限度額…5万円） ③ペレットストーブ 設置経費の10分の1（補助限度額…3万円）
申請期限	令和3年2月28日(日)

※予算の範囲内で実施しますので、期限前に終了する場合があります。提出書類など詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ 市生活環境課 環境保全係 ☎27-8453

東日本大震災および令和元年台風第19号による二重被災世帯への「児童学習支援」を実施

（公財）東日本大震災復興支援財団は、東日本大震災で被災し、かつ、昨年10月に発生した「令和元年台風第19号」で二重被災した世帯の中学生以下の児童を対象とした児童学習支援を4月6日から募集しています。本支援では二重被災という困難な状況の中でも継続的な子育てや学習環境を整えてもらうことを目的に、児童一人当たり5万円を支援します。申し込みには、東日本大震災の罹災証明書の他、台風の罹災証明書など、所定の書類の提出が必要です。

- 応募締切は5月29日（当日消印有効）
- 詳細は財団ホームページ（<http://minnade-ganbaro.jp/>）に掲載していますのでご確認ください



財団のホームページ

問い合わせ （公財）東日本大震災復興支援財団 ☎090-4282-4842（月～金曜日 正午～17時※祝日を除く）

釜石斎場の利用方法について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当面の間、釜石斎場の利用方法については次のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします

- ①釜石斎場への来場は可能な限り少人数（10人程度）としてください
- ②県外からの来場は可能な限り控えてください
- ③来場前に検温を行い、37.5℃以上の熱がある人は来場を控えてください
- ④咳エチケット（マスク着用）、来場前の手洗いを励行してください
- ⑤飲食は、食品が多数の人の手に触れることがないよう、あらかじめ1人分ずつ小分けにするなど、感染予防に努めてください

問い合わせ 市生活環境課 市民生活係 ☎27-8451

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

- 1 相談・受診の前に心掛けてほしいこと**
 - ・発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える
 - ・発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく

2 帰国者・接触者相談センターに相談する目安
 - ①次のいずれかに該当する人は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください
 - ・**風邪の症状**や**37.5度**以上の**発熱が4日以上**続く人
 - ※解熱剤を飲み続けなければならない人も同様
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある人
- ②次の人は重症化しやすいため、①の状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください
 - ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPDなど）の基礎疾患がある人や透析を受けている人
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している人

③妊娠している人は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください

■帰国者・接触者相談センター
釜石保健所 ☎25-2710（月～金曜日9時～17時）
県医療政策室 ☎019-651-3175 FAX019-626-0837（24時間対応）



市の相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

内 容	担当課など	連絡先
新型コロナウイルス感染症 総合相談窓口 （保健、医療に関すること）	市健康推進課	☎22-0179
市内事業者向け相談窓口 （経営環境、資金繰りなど）	市商工観光課	☎27-8421
	釜石商工会議所	☎22-2434
	県沿岸広域振興局経営企画部 産業振興室	☎25-2718
市民の暮らしに関する相談窓口 （生活費など）	市地域福祉課	☎22-0177

各種相談

“いきいき岩手”結婚サポートセンター
おでかけ「i-サポ」(要予約)

日時 5月9日(土)、24日(日)12時～15時
場所 釜石情報交流センター
対象 県内在住、在勤の20歳以上の独身者
費用 登録料1万円(2年間有効)
問い合わせ 同サポートセンター
i-サポ宮古 (☎0193-65-7222)

空き家活用相談会(無料)

期日・場所 ①5月12日(火)中妻地区生活応援センター ②5月18日(月)小佐野コミュニティ会館
時間 いずれも9時～11時
対象 市内に空き家をお持ちの人
問い合わせ 市総合政策課 (☎27-8413)

行政相談

日時 5月21日(木)13時30分～16時
場所 市消費生活センター
内容 国などの行政に関する苦情や要望
問い合わせ 岩手行政監視行政相談センター (☎0570-090110)

障がいがある人への不利益な
取扱い解消などの相談窓口

日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)8時30分～17時15分
相談方法 市地域福祉課障がい福祉係(☎22-0177 市保健福祉センター2階)へ電話または直接お越しください

電話相談「こころ相談ホットライン」
(全国心理業連合会)

日時 土・日曜日10時～21時
相談先 全国心理業連合会(☎090-2971-4014)

多重債務無料相談窓口

日時 月～金曜日(祝日を除く)8時30分～16時30分
場所 東北財務局盛岡財務事務所(盛岡市)
相談電話 ☎019-622-1637
問い合わせ 同盛岡財務事務所(☎019-625-3353)

こども救急相談電話
(岩手県医師会)

子どもの病気や事故への対処を看護師がアドバイスします。
日時 年中無休 19時～23時
相談電話 #8000(局番なし)、☎019-605-9000

新しい教育長が就任しました

4月1日に新しい教育長が就任しましたので、教育委員会の構成をお知らせします。

(敬称略)

職 名	氏 名	任 期
教育長	高橋 勝	令和2年4月1日～令和4年9月30日
委 員 (教育長職務代理者※1)	佐藤 猛夫	平成29年10月1日～令和3年9月30日
委 員	太田 悦子	平成28年10月1日～令和2年9月30日
委 員	鈴木 勝	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委 員	福成菜穂子	令和元年10月1日～令和5年9月30日

※1 教育長職務代理者の任期は、令和元年10月1日～令和2年9月30日

問い合わせ 市教育委員会事務局総務課 ☎23-8832

新しい選挙管理委員が決まりました

(敬称略)

任期満了に伴い、
新たな選挙管理委員
が釜石市議会3月定
例会で選出されまし
た。

任期は令和2年4
月5日から令和6年
4月4日までの4年
間です。

委員長	神林 知明 (甲子町)
委 員 (委員長職務代理者)	佐々木暁美 (大字平田)
委 員	阿部 信夫 (駒木町)
委 員	藤原 政子 (橋野町)
補充員	合澤 洋子 (大渡町)
補充員	新里 進 (大只越町)
補充員	佐藤 道子 (甲子町)
補充員	猪又 信幸 (大字平田)

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎27-8462

ふくしトピック^⑩

特別障がい者手当などを支給しています

【特別障がい者手当】

対象 20歳以上で身体または知的・精神に重度の障がいがあり、在宅で常に特別な介護が必要な人

手当額 月額2万7,350円(4月から)

※入院や施設に入所しているときは支給されません

【障がい児福祉手当】

対象 20歳未満で身体または知的・精神に重度の障がいがあり、常に特別な介護が必要な人。知的障がいと身体障がいの合併障がいがある場合も対象となります

手当額 月額1万4,880円(4月から)

※施設に入所しているときは支給されません

支給時期 5月、8月、11月、2月

※扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給されません

※支給要件、申請方法など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎22-0177

〈訂正とおわび〉 広報かまいし4月15日号10ページ「釜石市指定文化財 新たに2件指定」の記事中、安政4(1957)年は、正しくは安政4(1857)年でした。訂正しておわびします。

5月5日(火・祝)～11日(月)は
「児童福祉週間」です

標語「やさしさに つつまれそだつ
やさしいこころ」

子どもや家庭、子どもの健やかな成長についてみんなで考えましょう。

問い合わせ 市子ども課 (☎22-5121)

児童扶養手当を
支給します

支払日 5月11日(月)

対象月 3月～4月分

※同居する家族構成や振込先のお口座の変更など、状況に変化があった場合は、手続きしてください

問い合わせ 市子ども課 (☎22-5121)

【意見募集】市農業委員会活動点検・
評価(案)ならびに活動計画(案)

市農業委員会の適正な事務実施を目的とし、平成31年度(令和元年度)活動の点検・評価(案)と令和2年度の活動計画(案)について意見を募集します。

募集期限 5月15日(金)

※資料は市のホームページに掲載する他、市市民課、市教育センター、市保健福祉センター、図書館、各地区生活応援センター、市農業委員会事務局、市広聴広報課に備え付けます

問い合わせ 市農業
委員会事務局 (☎22-0166)



令和2年度銃砲刀剣類
登録審査会を開催します

開催日 5月20日(水)、7月20日(月)、9月23日(水)、11月20日(金)、令和3年1月20日(水)、3月22日(月)
受付時間 いずれも10時～11時、13時～14時

場所 県庁12階特別会議室
※11月20日(金)のみ岩手県公会堂2階21号室
持ち物 登録する銃砲刀剣類、岩手県収入証紙(新規登録1点につき6,300円)、刀剣類発見届出済証
※開催日以外は審査できません
問い合わせ 県生涯学習文化財課 (☎019-629-6182)

まちのお知らせ Information



令和2年度危険物取扱者試験
試験案内

【試験日 7月4日(土)】

受付期間 電子申請5月5日(火・祝)～12日(火)17時、郵送5月8日(金)～15日(金)(当日消印有効)

【試験日 10月10日(土)】

受付期間 電子申請8月10日(月・祝)～17日(月)17時、郵送8月13日(木)～20日(木)(当日消印有効)

場所 釜石商工高校他(予定)

※申請方法など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ (一財)消防試験研究センター岩手県支部 (☎019-654-7006)

マイナンバーカードの
交付窓口の時間を延長します

時間延長窓口 5月13日(水)、27日(水)17時15分～18時30分

場所 市役所市民課

※戸籍関係の届け出は宿日直が対応します

問い合わせ 市市民課(☎27-8450)

釜石地区被災者相談支援センター
をご利用ください

日時 月～金曜日(祝日を除く)8時30分～12時、13時～15時30分(月曜日は14時30分まで)

※事前に予約することで待ち時間なく相談できます

場所 市役所第5庁舎1階

【5月の専門家相談スケジュール】

専門家	期日
弁護士	7日(木)、14日(木)、21日(水)、28日(水)
司法書士	15日(金)
ファイナンシャルプランナー	20日(水) ※予約することで随時相談できます。訪問相談も実施しています

問い合わせ 釜石地区被災者相談支援センター (☎0120-836-730通話料無料、☎080-5734-5494)

【募集】ふるさと納税の返礼品
協力事業者

ふるさと納税で寄付した人にお届けする返礼品は、地場産品を使用した特産品が対象で、選定には一定の基準があります。手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ (株)かまいしDMC(☎22-5566)

【募集】令和2年度
第73回岩手芸術祭テーマ

芸術文化の創造と発展をイメージさせる「岩手芸術祭」のテーマを募集します。

応募資格 県内在住者、県内に通勤・通学する人、岩手県出身者または岩手県に本籍がある人

応募期限 5月20日(水)必着

選定 優秀作1点(賞状と賞金2万円)、佳作4点以内(賞金5千円)

※応募方法など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 岩手芸術祭実行委員会事務局
(☎019-654-2235)



【募集】令和2年度採用
会計年度任用職員

職種 事務補助員(育休など代替)
勤務場所・募集人数 ①子ども課1人 ②教育委員会事務局総務課1人

任用期間 7月1日(水)～令和3年3月31日(水)

※育児休業などの期間内での任用のため、任用期間が変更になる場合があります

選考方法 書類審査、教養試験

応募期限 5月22日(金)

試験日 6月7日(日)

※勤務条件や応募方法など、詳しくは市のホームページをご覧ください

問い合わせ 市総務課 (☎27-8411)

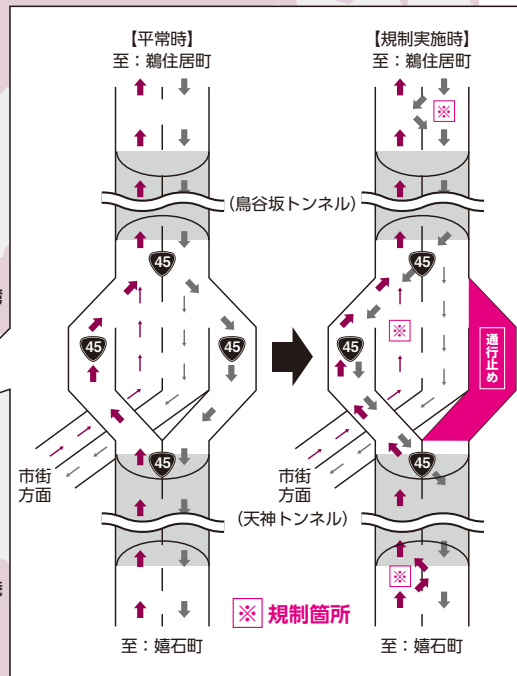
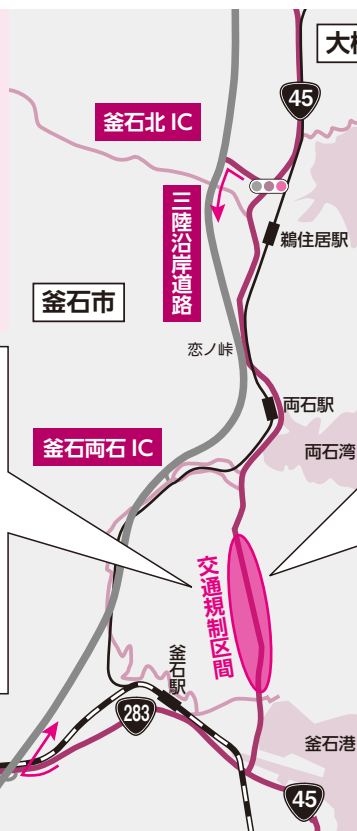
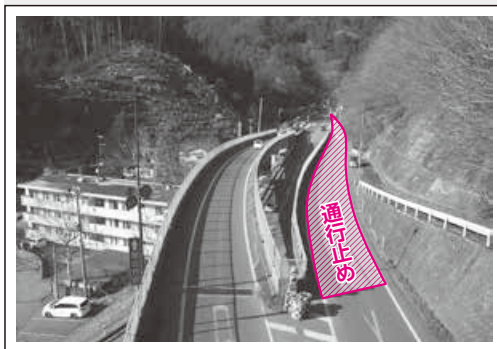




国道45号 大字釜石地区交通規制のお知らせ

～お急ぎの車・大型車は三陸沿岸道路をご利用ください～

- 工事内容 国道45号のり面工事
- 規制内容および期間 (予定)
5月中旬～9月下旬の間 (約20日間)
夜間のみ片側交互通行
※規制を実施する際は、事前に道路情報板などでお知らせします
- 問い合わせ
三陸国道事務所 釜石維持出張所
☎26-5014



飲酒運転の根絶！『いのちの尊さを知ってください』

本年2月16日、飲酒運転による事故が新町の市道で発生し、尊い命が失われました。飲酒運転は重大事故につながる可能性が高く、悲しみと後悔しか生み出しません。飲酒運転をした人や被害者の遺族の声を知り、尊い命が失われることのないように、飲酒運転をしないことはもちろん、自分の行動や運転を見直しましょう。

★飲酒運転をした人の言葉

「飲酒運転するんじゃなかった」
「明日からどうやって生きていけばいいのか」
「職場から辞めてくれ、と言われた」
「代行が捕まらなくて」

やってしまったことの大きさを知ってから後悔しても遅いのです。安易な行動が自分だけではなく、家族や職場、周りの人たちを苦しめることになります。

★被害者の遺族の言葉

「・・・(ショックで言葉がでない)」
「明日も普通の生活が待っていると思っていた」

幸せな普通の生活を壊すのが交通事故です。突然、家族を失うことは、想像以上の悲しみ、苦しみをもたらします。ちょっとした判断ミスが大きい事故につながることを考え、行動しましょう。

問い合わせ 岩手県釜石地区交通安全協会 ☎23-1080
市生活環境課 市民生活係 ☎27-8451

飲酒運転NO!

飲酒運転の罰則等

■運転者に対する罰則

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 違反点数 35点
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (呼吸器で検出) 0.25mg以上25点 0.15mg以上0.25mg未満13点

■運転者以外の者に対する罰則

【車両提供者(運転者と同じ罰則)】

- 運転者が酒酔い・酒酔い 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び・酒酔い 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【酒類の提供・車両の貸与者】
- 運転者が酒酔い・酒酔い 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び・酒酔い 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

免許取消しです

少しいアルコールでも運転への影響は大きく、事故当事者の人生にも多大な影響を与えます。重大な犯罪である飲酒運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転4「し」ない運転

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

ほとんどの場合

岩手県交通安全対策協議会